知多市公告第３３号

　別添「知多市普通財産の公募による売払い募集要領」のとおり普通財産の公募による売払いを実施します。

　　令和７年４月９日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市普通財産の公募による売払い

募集要領

知　多　市

１　要領の目的

この要領は、知多市普通財産の公募による先着順での売払いに係る必要な事項を定めることを目的とします。

２　売払物件

売払物件は、市所有の土地で次のとおりです。

(1) 所在地等

ア　物件番号０７－１　　寺本台二丁目４

イ　物件番号０７－２　　梅が丘一丁目８９番６、８９番７、９０番

(2) 売払価格

ア　物件番号０７－１　　６１０，５４７，０００円

イ　物件番号０７－２　　３５８，９９４，０００円

(3) 売払物件の内容は、物件調書を確認してください。

なお、物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず購入希望者において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

(4) 物件番号０７－２は、３筆で１件の売払いとなります。

(5) 引渡しは、全て現状有姿で行います。

売払物件には、当該土地上の全ての工作物（フェンス、木柵、擁壁、給排水施設、舗装、車止め等）や草木、地下埋設物等が含まれます。詳細は物件調書を御確認ください。物件調書と現状に差異が生じている場合は現状が優先し、契約後の物件引渡しも現状有姿とします。

上下水道、電気、ガス等を使用するための手続等に係る費用、売払物件に付随する工作物、草木、地下埋設物等の撤去費用その他の費用は、全て落札者の負担とします。

(6) 引渡し後の物件に、数量の不足等契約の内容に適合しない内容が発見されても、本市は一切の責任を負いません。

(7) 建築制限等について、あらかじめ確認してください。

ア　売払物件を使用するに当たり、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、あらかじめ関係機関に十分確認してください。

イ　物件調書に記載した建ぺい率、容積率等の規制は、建築物の構造や道路幅員によって変わる場合もあります。また、条例等によって、建築規制が加わる場合や、各種負担金が課せられる場合もありますので、これらも含めて十分確認してください。

ウ　各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用に当たっては、各事業者と十分協議してください。

(8) 現地見学会は開催しませんので、事前に必ず現地を確認してください。

確認の際は、次の点に配慮し、周辺住民の方の御迷惑にならないようにしてください。

ア　みだりに隣接地に立ち入らないようにしてください。

イ　フェンス等の工作物を傷つけないように注意してください。

ウ　違法駐車や迷惑駐車はしないでください。

(9) 本市は越境関係を解消するための交渉や手続は行いませんので、相隣関係間で話し

合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。

３　申請資格

売払いに申請ができるのは、個人又は法人の方で、次に掲げる事項に該当する方です。

(1) 個人の場合は、未成年者でないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４第１項の規定に該当しない方であること。

(3) 政令第１６７条の４第２項第１号から第７号までのいずれにも該当しない方（いずれかに該当した方であって、その事実があった後２年を経過した方を含む。）であること。

(4) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３の規定に該当しないこと。

(5) 法人の場合は、日本国内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。個人の場合は、日本国内に住民票を置いていること。

(6) 申請の時点において本市から指名停止措置又は指名見合せ措置を受けていない方であること。

(7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立てをした方にあっては、更正計画の認可がなされていること又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした方にあっては、再生計画の認可がなされていること。

(8) 集団的若しくは常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の関係者を経営に事実上参加させ、不正に財産上の利益を得るために使用し、又は金銭若しくは物品その他の財産上の利益を不当に与えていると認められる者に該当しないこと。

(9) 次のアからカまでのいずれにも該当していない方であること。

ア　役員等に、暴力団員等がいる法人等

イ　暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ　役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ　役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ　役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(10) (9)における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

ア　役員等　法人にあっては、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店、営業所又は事務所の代表者、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者並びに支店、営業所又は事務所の代表者

イ　法人等　法人その他の団体又は個人

ウ　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団

エ　暴力団員　暴力団の構成員
オ　暴力団員等　暴力団員又は暴力団関係者
カ　暴力団関係者　暴力団ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者

４　使用方法の制限
買受人は、次に掲げる行為を行なってはいけません。
(1) 法令、条例及び規則、通達等に違反するもの又はこれらに照らして不適切なこと。
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類すること。
(3) 消費者金融又は高利貸しに係ること。
(4) 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点とすること。
(5) 著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
(6) 反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
(7) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等取締法違反等の犯罪を行うこと。
(8) その他近隣住民に被害、損害、不安を与えるようなこと。

５　申請方法
(1) 必要書類等
申請の際に必要となる書類は、次のとおりです。申請の際は、この要領に添付の様式を御使用ください。なお、証明書類は発行日から３か月以内のものとします。
ア　知多市普通財産売払申請書（第１号様式）
イ　法人の場合　商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）　写し可
印鑑登録証明書　写し可
ウ　個人の場合　住民票の写し（本籍の記載は不要、マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの）　写し可
身元（身分）証明書（本籍のある市町村で発行される証明）　写し可
印鑑登録証明書　写し可
（共有で申請する場合は、全員分のもの）
エ　誓約書（第２号様式）（申請者の誓約書）
オ　委任状（第３号様式）（代理人により申請する方のみ必要。実印で押印すること。）
(2) 申請の手続
申請の受付期間及び提出場所は、次のとおりです。
ア　受付期間
令和７年４月９日から令和７年１２月２６日まで（知多市の休日を定める条例（平成２年知多市条例第１号）に規定する市の休日を除く。）
ただし、売払いが決定された時点で、当該物件の受付を終了します。

イ　受付時間

(ｱ) 令和７年４月３０日まで

午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までの間を除く。）

(ｲ) 令和７年５月１日から

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

ウ　提出場所

知多市役所３階　施設マネジメント課

エ　提出方法

郵送での申請は受け付けませんので、提出場所へ必要書類を御持参ください。

なお、先着順で受け付けますが、同時に複数の申請があった場合は、抽選により受付順位を決定します。

６　売払いの決定

募集期間内に申請をした順番で、申請資格・必要書類を確認後、最初に問題がなかった方を買受人に決定します。

７　申請に関する確認事項

(1) 土地の面積

ア　契約は実測面積で行います。

イ　売払いに係る所有権移転登記は登記簿地積で行います。実測面積と登記簿地積との間に不一致が生じていても、本市は地積更正登記をする義務を負いません。

ウ　現況地目と登記簿地目との間に不一致が生じていても、本市は地目変更登記をする義務を負いません。

(2) 契約及び登記人の名義

契約及び所有権移転登記は、知多市普通財産売払申請書に記載した申請者の名義で行います。

(3) 物件引渡後の費用負担

上下水道、電気、ガス等を使用するための手続、敷地内からの電柱移設、樹木撤去、建物の改修、撤去等に係る費用は、買受人の負担となります。

８　契約の締結

(1) 仮契約の締結

買受人は、売払いの決定の日から１０日以内に仮契約の締結を行ってください。土地売買仮契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、買受人の負担になります。なお、買受人が売払い決定の日から１０日以内に仮契約を締結しないときは、その決定は取り消されます。

(2) 契約保証金の納付

本市が発行する納入通知書により、本契約締結までに契約保証金として、売買代金の１００分の１０以上（円未満切上げ）を納付してください。

(3) 本契約の締結

知多市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４５年知多市条例第４１号）の定めるところにより、仮契約の締結以後に開催される知多市議会定例会又は臨時会において、売払物件の処分について議決後、当該議決の日から１０日以内に本契約を締結します。

土地売買契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、落札者の負担とします。

なお、期日までに本契約が締結されなかった場合、既に納付した契約保証金は本市に帰属します。

(4) 売買代金の納付

契約保証金を除く売買代金の残金を本契約締結の日から６０日以内に納付してください。残金が指定の期間内に納付されなかった場合、契約は無効となり、既に納付した契約保証金は本市に帰属します。

９　所有権の移転

(1) 売払物件の所有権移転日は、売買代金が完納された日とします。

(2) 所有権移転登記

ア　物件の所有権移転後、原則として、本市において土地の所有権移転登記の嘱託手続を行います。所有権移転登記に必要な書類等、本市が提出を求めた書類は直ちに提出してください。

なお、買受人又は買受人の代理人において所有権移転登記の手続を行う場合、手続に要する費用は全て買受人の負担とします。

イ　所有権移転登記時に必要な登録免許税は、買受人の負担になります。

ウ　買受人には、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税が課税されます。

エ　本市は、所有権移転登記の完了後、速やかに買受人に対し登記識別情報通知をお渡しします。

10　実地調査

契約条件の履行状況を把握するため、買受人に対して参考となるべき資料の提出を求める場合や、物件を調査させていただく場合があります。

11　契約の解除

契約締結後に買受人が仮契約及び本契約に定める事項に違反したときは、契約を解除する場合があります。

この場合において、買受人に生じた損害について、本市は賠償又は補償を行いません。

なお、契約を解除した場合において、本市に損害が生じたときは、その損害を賠償していただきます。また、既に納付した契約保証金は本市に帰属します。

12　情報公開

この要領に基づき売払いの本契約を締結した場合は、次の項目について情報を公開します。

(1) 契約を締結した物件

（2）契約金額

13　要領の施行日

この要領は、令和７年４月９日から施行します。

14　問合せ先

〒４７８－８６０１　知多市緑町１番地
知多市役所施設マネジメント課
電話番号　（０５６２）３６－２６９１　（直通）
ＦＡＸ　（０５６２）３２－１０１０
Ｅｍａｉｌ　shisetsu@city.chita.lg.jp

第１号様式

物件番号	受付番号
※	※

※欄は記入しないでください。

知多市普通財産売払申請書

令和　　年　　月　　日

知 多 市 長　様

申請者　住　　所
　　氏　　名　　印
（名称及び代表者氏名）
　　電話番号
共有者　住　　所
　　氏　　名　　印
（名称及び代表者氏名）
　　電話番号
代理人　住　　所
　　氏　　名　　印
（名称及び代表者氏名）
　　電話番号

下記の普通財産を買い受けたいので、関係書類を添えて申し込みをします。

記

物件番号	所　在　地

注１　共有による購入を希望する場合は、氏名の後に持分を記入してください。
　　なお、共有が３名以上の場合は、別紙（任意様式）に記入して提出してください。

注２　使用する印鑑は印鑑登録証明書に登録されている印鑑を押印してください。ただし、代理人の印鑑は委任状に押印した代理人の印鑑を押印してください。

受 付 印

第２号様式

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

知　多　市　長　様

申請者　住　　所
　　氏　　名　　印
（名称及び代表者氏名）
　　電話番号
共有者　住　　所
　　氏　　名　　印
（名称及び代表者氏名）
　　電話番号
共有者　住　　所
　　氏　　名　　印
（名称及び代表者氏名）
　　電話番号

知多市が実施する普通財産の売払いにおける下記事項について、誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

１　知多市普通財産の公募による売払い募集要領に定める資格を全て満たしており、当該要領を遵守します。

２　その他公募及び契約事務に関する関係法令及び貴市の規則、要綱、要領、入札者心得書、約款等を遵守します。

注　使用する印鑑は、印鑑登録証明書に登録されている印鑑としてください。

第３号様式

委　　任　　状

代理人　住所

　　氏名　　印

　私は、上記の者を代理人と定め、次の普通財産売払いの申請に関する一切の権限を委任します。

物件番号	所　在　地

令和　　年　　月　　日

知　多　市　長　様

委任者　住　　所

（申請者）氏　　名　　印

（名称及び代表者氏名）

電話番号

委任者　住　　所

（共有者）氏　　名　　印

（名称及び代表者氏名）

電話番号

委任者　住　　所

（共有者）氏　　名　　印

（名称及び代表者氏名）

電話番号

注　委任者が使用する印鑑は、印鑑登録証明書に登録されている印鑑としてください。